

装装制第995号
27.10.1
一部改正 装装制第83号
令和元年5月7日

大臣官房長
防衛大学校長
防衛医科大学校長
防衛研究所長
統合幕僚長
陸上幕僚長 殿
海上幕僚長
航空幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

防衛装備庁装備政策部長
(公印省略)

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に係る保護すべき情報の適切な管理について（通知）

標記について、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防経装第9246号。21.7.31。以下「確保通達」という。）第13項及び装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保のための措置の細部事項について（装装制第77号。令和元年5月7日）別紙第3項の規定に基づき、確保通達第2項第1号において定められている保護すべき情報を適切に管理するため、下記のとおり定めたので通知する。

記

1 情報セキュリティ指定書の添付

- (1) 保護すべき情報を適切に管理するため、装備品等の調達に係る調達要求書の作成にあたり、保護すべき情報が含まれ、又は含まれることが予想される場合には、情報セキュリティ専用の指定書として、別紙に定める「情報セキュリティ指定書」を添付するものとする。
- (2) 情報セキュリティ指定書を作成するにあたっては、確保調達において定められている「調達における情報セキュリティ基準」を引用のうえ、保護すべき情報を指定することとする。
- (3) 保護すべき情報を指定するにあたっては、どのような情報を保護しなければならないか、具体的に示さなければならない。

ア 装備品等及び役務の調達に関係する職員（以下「関係職員」という。）は、契約相手方において新たに作成し、又は製作する情報が保護すべき情報に該当し、契約の目的物に当該情報が含まれる又は含まれることが予想される場合は、当該契約の履行の一環として収集、整理、作成等した一切の情報についても保護すべき情報として指定しなければならない。

イ 前号で指定した保護すべき情報については、関係職員が保護すべき情報に当たらないと確認するまでは、保護すべき情報として取り扱わなければならないことを情報セキュリティ指定書に明記しなければならない。

ウ 関係職員は、契約相手方から当該保護すべき情報を解除することについて契約履行中に協議を受けた場合、原則として契約履行中に、明示的に書面により回答しなければならない。

- (4) 関係職員は、契約終了後、契約相手方に対して保護すべき情報の返却、提出等の指示のほか、契約終了後の業務に支障が生じるおそれがない場合は、保護すべき情報の破棄を求めることができる。ただし、契約相手方から、保護すべき情報を引き続き保有することについて協議を受けた場合には、その可否について明示的に書面により回答しなければならない。
- (5) 前項の規定により、契約相手方が契約終了後も保護すべき情報を保有する場合には、関係職員は契約担当官等に対して、監査の実施を依頼することができる。

2 情報セキュリティ指定書の位置付け

情報セキュリティ指定書は、契約条件の一部を示すものとして契約書を構成するもののひとつであり、仕様書を補足する細部資料として整理される。

なお、情報セキュリティ指定書には、関連する仕様書番号を示す項目があり、この項目において仕様書との関連付けをすることから、仕様書及び調達要領指定書には、情報セキュリティ指定書についての記述は必要としない。

3 情報セキュリティ指定書の通知

情報セキュリティ指定書の通知は、調達要求書の添付書類として「情報セキュリティ指定書」を加えることとし、調達要求書の個別備考記入欄に「情セ」を追記する。

4 情報セキュリティ指定書の変更等について

情報セキュリティ指定書の内容の変更等については、調達要求書の一部変更に関する通知（幕通）等により処置するものとする。

添付書類：別紙

写送付先：長官官房会計官、長官官房監察監査・評価官、長官官房各装備開発官、
長官官房艦船設計官、各部長、施設等機関の長

開示区分：開示

原本保存期間満了時期：2046. 3. 31

情 報 セ キ ュ リ テ ィ 指 定 書	発 簡 番 号			
	調 達 要 求 番 号			
	調 達 要 求 年 月 日			
	作 成 部 課			
	作 成 年 月			
品 名				
仕 様 書 番 号				
1 指定事項				
契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防経装第9246号。21. 7. 31）添付資料「調達における情報セキュリティ基準」に基づき適切に管理するものとする。				
2 保護すべき情報				
保護すべき情報を次のとおり指定する。				
番号	保護すべき情報	防衛省が提供した保護すべき情報	契約相手方において新たに作成する情報のうち、保護すべき情報又は作成が見込まれる保護すべき情報	備 考
1	(例) 性能諸元 (命中精度、初速)	(例) 〇〇基本設計書（注意） 2.3項 要求性能	—	
2	(例) 〇〇〇に関する試験データ、通信諸元、搭載量（弾数）	—	(例) 結果報告書 設計書	
3	契約の履行の一環として収集、整理、作成等した一切の情報 (番号1及び2で指定した保護すべき情報を除く。)	—	—	